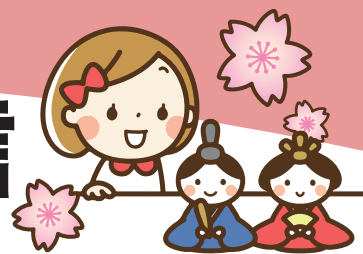




協会けんぽ

さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください。



令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです

令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率について

佐賀支部の

◆健康保険料率◆

(変更前)

10.42%

▶▶▶

(変更後)

10.78%

令和7年2月分(3月納付分)まで

令和7年3月分(4月納付分)から

全国一律の

◆介護保険料率◆

(変更前)

1.60%

▶▶▶

(変更後)

1.59%

令和7年2月分(3月納付分)まで

令和7年3月分(4月納付分)から

- 健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わり、12.37%となります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- 任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

健診を受けただけで終わらせていませんか？

医療機関への早期受診が必要な方

血圧

収縮期血圧値

160mmHg以上

拡張期血圧値

100mmHg以上

血糖

空腹時血糖値

126mg/dL以上

HbA1c

6.5%以上(NGSP値)

脂質 LDLコレステロール値
180mg/dL以上
LDLコレステロール値に着目した
医療機関への受診案内

LDLコレステロールってなに？

悪玉コレステロールとも呼ばれ、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。



高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると？

高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中(脳出血、脳梗塞等)の発症リスクが高まります。

高血糖

高血糖の状態を放置すると、目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

脂質異常

LDLコレステロール値が基準値よりも高い人は心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

再就職等でお勤め先の健康保険に加入される場合を除いて、

「国民健康保険」

「協会けんぽの任意継続」

「ご家族の健康保険(被扶養者)」

の3種類があります。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あることが必要です 退職日の翌日から 20日以内 に手続きが必要です	ご家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ●離職理由により保険料が軽減されることがあります ●お住まいの市区町村により保険料が異なります	退職時の保険料の 2倍 となります(金額には上限があります) ●退職前に加入されていた協会けんぽの支部とお住まいの都道府県支部が異なる場合等は、2倍の金額にならない場合もあります ●保険料率の改定により、加入期間途中で保険料が変更となる場合もあります	被扶養者の保険料負担はありません 

高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合は通算されます。
「国民健康保険」や「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択した場合は通算されません。

協会けんぽの任意継続に加入したい場合の手続き方法は？

退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間のある被保険者が、
「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書※」を、
退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日まで)に
お住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご提出ください(郵送による提出に御協力をお願いします)。

※協会けんぽのホームページからダウンロード、印刷できます

